

一 特 間 (十二 特 間) 短 續 ス (ト 要 求 之 甚 之 之 可 答
 シ ラ シ カ ル 於 テ ハ 連 袂 退 社 (請 戒) ス (ト 附 言
 ヤ ル カ 會 社 側 ハ 前 回 ニ 因 シ ク 考 慮 ノ 余 地 ナ
 オ フ 以 テ 不 服 ナ レ ハ 自 由 ニ 處 決 ス (ト 極 ノ テ
 強 硬 ナ ル 態 度 テ 示 シ タ ル ヲ 以 テ 該 職 工 等 又 自
 己 ノ 不 利 ヲ 覺 知 シ タ ル 故 ノ 如 ク 無 條 件 ニ テ
 要 求 ヲ 撤 回 シ 今 日 午 後 日 リ 年 第 ノ 勤 務 之
 復 シ タ ル ヲ 以 テ 一 先 解 快 ヲ 見 タ ル 故 耳 ナ ル 力 尚
 引 續 水 經 理 恒 意 申 十 日
 右 乃 申 (通) 報 候 也

自大正十二年五月

石田瑛瑯部之為事哉